

横浜市行政不服審査会答申
(第26号)

平成29年12月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「自立支援医療受給証交付処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 29 年 5 月 30 日、横浜市長（以下「処分庁」という。）に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療費を支給する旨の認定の変更の申請（以下「本件申請」という。）をした。

処分庁は、本件申請に対して、同条第 2 項の規定に基づき、負担上限月額を「零」から「1 万円」と変更する処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人は、同年 7 月 24 日、その事務処理内容を適正な内容へ変更することを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

処分庁は、本件処分の理由について、本件申請の内容を基にした事務処理の結果であるとしているが、本件申請時と本件処分時では、状況に相当な相違がある以上、本件処分は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に反しており違法である。また、本件処分により、基本的人権を侵害されているから、本件処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙 1 「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第 2 は、所得区分を、「自己負担について受診者の属する「世帯」の収入や受給者の収入に

応じ区分を設けて認定することとし、所得区分ごとに負担上限月額を設けること」とされている。

また、実施要綱第2の1では、「所得区分及びそれぞれの負担上限月額」を、「①生活保護 負担上限月額 0円 ②低所得1 負担上限月額 2,500円 ③低所得2 負担上限月額 5,000円 ④中間所得層 負担上限月額設定なし」とされ、第2の2では、「④中間所得層については、受診者が令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という。）に該当する場合には、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。④' 中間所得層1 負担上限月額5,000円 ④" 中間所得層2 負担上限月額10,000円」とされ、第2の11では、「④" 中間所得層2の対象となるのは、④中間所得層の対象のうち、受診者が重度かつ継続に該当し、かつ、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が3万3,000円以上23万5,000円未満の場合であるものとする」とされている。

審査請求人の平成28年度の所得割額が49,300円であることから、実施要綱第2の11に該当するため、所得区分を「中間所得層2 負担上限月額10,000円」とした。

(2) 本件処分は、法等に基づき行っており、違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分の適法性及び妥当性

法は、自立支援給付の一つである自立支援医療費について、法第52条第1項において「自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない」と定め、また、法第53条第1項において「支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令

で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない」と定めている。そして、法第 54 条第 1 項は「市町村等は、前条第 1 項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする」と定めている。支給認定の変更についても、法第 56 条の規定により、「現に受けている支給認定に係る第 54 条第 2 項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる」と定めている。

また、法第 58 条第 1 項においては、厚生労働省令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）をいう。）で定めるところにより自立支援医療費を支給する旨が定められており、その具体的な額については、本件に係る同条第 3 項第 1 号においては、一月につき、「同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」とすることが定められている。そして、政令で定める額として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 35 条は、「法第 54 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする」ことを定めている。

もっとも、本件についていえば、審査請求人が政令第 35 条各号の定める支給認定障害者等の区分のいずれに区分されるものであるかは、本件審査請求における証拠上も、結局のところ、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市民税の所得割の額に照らして判断すれば足りるものであることは明らかといえる。そして、処分庁が、審査請求人の同意のもと、審査請求人の市民税の課税状況等を調査した結果、平成 28 年度には所得割とし

て 49,300 円が課されていることは証拠上も認められる（審査請求人も当該所得割の額が課されていたこと自体は争っていない。）。

したがって、審査請求人には、上記の所得割の額が課されていることを前提として、政令第 35 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するか検討するに、同条第 2 号は「その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が 33,000 円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第 5 号までに掲げる者を除く。） 5,000 円」と定めるのであるから、これに該当しないことは明らかといえる。また、第 3 号は市町村民税を課されない者、第 4 号は市町村民税世帯非課税者であること、第 5 号は生活保護受給者であること等が要件とされており、審査請求人がこれらのいずれにも該当しないことは、証拠上も明らかといえる。

そして、政令第 35 条第 1 号は「その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第 5 号までに掲げる者を除く。） 10,000 円」と定めるところ、上記のとおり、審査請求人は、同条第 2 号から第 5 号までに掲げる者に該当しないのであるから、審査請求人は、同条第 1 号に掲げる支給認定障害者等に該当する。

したがって、上記法令の規定に照らせば、審査請求人に対しては、一月につき、同一の月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、10,000 円を控除して得た額が自立支援医療費として支給されることとなり、すなわち、本件処分のとおり、10,000 円が月額負担上限額となるものといえる。

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) その他

処分庁は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 項に基づく

国の技術的助言である実施要綱に照らしながら、法に基づく本件処分を行っているが、実施要綱に照らして判断した場合であっても、法令に照らして判断した(1)と同様となることが認められる。

なお、審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当といえる。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 8 月 16 日	・ 弁明書の提出等依頼
平成29年 9 月 8 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成29年 9 月 13 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年10月10日	・ 反論書等の再提出依頼
平成29年10月16日	・ 反論書の受理
平成29年10月30日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年11月20日	・ 口頭意見陳述
平成29年11月21日	・ 審理手続の終結
平成29年11月28日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年11 月 28 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年12 月 20 日	・ 調査審議